今治市スポーツ備品購入費補助金交付要綱

(目的)

第１条　この要綱は、今治市のスポーツ振興の一環として、スポーツ活動備品を購入した団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第２条　補助金の交付の対象となる者は、今治市スポーツ協会に所属している団体とする。

（補助対象経費及び補助額）

第３条　補助金の対象となる経費は、市内の事業所で購入した１件10万円以上のスポーツ活動備品（自らが使用し、適切かつ安全に維持管理するものに限る。）の購入に要した費用とする。

２　前項の経費に対する助成額は、備品購入費用総額から他の収入を控除した額に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、補助金の額は、50万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第１号）に備品購入計画書及び収支予算書を添付し、市長に申請するものとする。

　（交付の決定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定する。

２　市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により当該申請者に通知する。

　（実績報告）

第６条　前条の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助事業終了後、実績報告書（別記様式第３号）に収支決算書（別記様式第４号）及び領収書を添えて市長に報告しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第７条　市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を交付決定者に通知するものとする。

　（請求）

第８条　前条の補助金額の確定を受けた交付決定者は、精算払（概算払）請求書（別記様式第５号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

　（補助金の交付）

第９条　市長は、前条の請求があった場合で、この要綱に適合すると認めたときは、補助金を交付する。

　（補助金の概算払）

第10条　前３条の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。この場合において、交付決定者は、精算払（概算払）請求書（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。

　（補助金の返還）

第11条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

　(１)　提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

　(２)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　(３)　前２号に掲げる場合のほか、不正行為があったとき。

　（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、今治市スポーツ備品購入費補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

　（宛先）今治市長

申請者

住　所

団体名

代表者

連絡先

今治市スポーツ備品購入費補助金交付申請書

　　今治市スポーツ備品購入費補助金の交付を受けたいので、今治市スポーツ備品購入費補助金交付要綱第４条の規定により、次のとおり申請します。

記

補助金交付額　　金　　　　　　　　　　　　　円

添付関係書類

１　備品購入計画書

２　収支予算書

別記様式第２号（第５条関係）

今治市指令記号第　　号

年　　月　　日

申請者　住　所

団体名

代表者

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　様

今治市長　　　　　　　　　印

補助金交付決定通知書

　　　　年　月　日付けで申請のありました、今治市スポーツ備品購入費補助金については、

下記のとおり決定したので通知します。

 記

 補助金交付額　　金　　　　　　　　　　　　　円

補助金交付条件

　(１)　この補助金は申請事業の事業費以外に使用してはならない。

　(２)　この補助金の使途が申請に違反すると認めたときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

　(３)　この補助金に係る事業の内容を変更（中止）しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

　(４)　事業の内容の変更等により補助金額に変更を生じた場合又は市長が必要と認めたときは補助金額を変更することがある。

　(５)　事業実施後速やかに実績報告書を提出しなければならない。

　(６)　今治市スポーツ備品購入費補助金交付要綱その他関係法令を順守すること。関係法令に違反した場合は、この交付決定を取消し、又は変更することがある。

(７)　この補助金の使途については市監査委員の監査を受けることがある。

別記様式第３号（第６条関係）

実績報告書

　スポーツ備品購入費事業の実績は、次のとおりでした。

１　購入備品名

　２　個数

　３　購入価格（税込価格）　　　　　　　　　　円

　４　補助金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　５　購入年月日　　　　　　　　　年　　月　　日

　６　購入店

　　　　　年　　月　　日

　以上報告します。

申請者

住　所

団体名

代表者

連絡先

別記様式第４号（第６条関係）

　　　　収支決算書

１　収入の部

　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 予算額（ア） | 決算額（イ） | 比較（イ）-（ア） | 説明 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 予算額（ア） | 決算額（イ） | 比較（イ）-（ア） | 説明 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

別記様式第５号（第８条、第10条関係）

　　（宛先）今治市長

　　　年　　月　　日

申請者

住　所

団体名

代表者

連絡先

精算払（概算払）請求書

　今治市スポーツ備品購入費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先口座 | 金融機関名 | 支店名 |
|  |  |
| 普通・当座　　口座番号 |
| フリガナ口座名義人 |